

別表 博物館法施行規則第24条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類の例

	書類	具体例	関連法令等
一	改正後の博物館法施行規則第24条第1項の要件を備えている旨の報告書		
二	施設の目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの	設置条例の写し（公立） 館則の写し（私立）	博物館法第24条第1項第2号
三	登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないものでないことを宣誓する書類	※任意様式（代表者名で“左記の内容を誓う”旨があること）	博物館法第24条第1項第1号
四 運営体制に関する書類	施設運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類	【方針】当該施設独自の基本運営方針 【公表方法】年報（該当箇所）、ウェブサイト（該当箇所）	体制の基準（1）
	資料の収集及び管理の方針を示した書類	条例、定款、館則、資料の分類体系を示す書類等 ※年報等に記載があれば、その提出でも可。動物園・水族館等の資料が主体にあっては、飼育展示生物のインベントリーなど。	体制の基準（2）
	資料目録（第7号様式）	資料台帳、受入簿（全体及び個数1件分）	体制の基準（3）
	展示、調査研究、学習機会の提供等の事業の計画又は実績を示す書類	【計画】事業計画書 等 【実績】事業報告書、図録等 ※年報等に記載があれば、その提出でも可。	体制の基準（4）～（6）
	職員への研修の実施計画又は実績（国又は都道府県等が実施する研修に職員を参加させる計画及び実績を含む）を示す書類。	【計画】事業計画書等 【実績】事業報告書等 ※年報等に記載があれば、その提出でも可。	体制の基準（7）
五 職員の配置に関する書類	基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。	職員名簿（第3号様式）、職務分担表等	職員の基準（1）～（3）
	学芸員に相当する職員（学芸員補の資格を有する者等）の氏名、職務内容及び経歴を示す書類 ※学芸員補の要件までは求めないが、学芸員に相当する者として博物館法第3条に示す博物館の事業に類する事業を遂行できる能力を持ったもの	職員名簿、職務分担表等	職員の基準（2） 要領Ⅳ 1 指定と申請
	学芸員に相当する職員（学芸員補の資格を有する者等）であることを証明する書類	大学が発行する学位取得証明書及び博物館に関する科目の単位取得証明書等の写し	職員の基準（2） 要領Ⅳ 1 指定と申請
六 施設及び設備に関する書類	博物館の事業に用いる建物及び土地の図面	施設配置図、完成図（施工図）等	施設の基準（1）
	防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類	案内図、パンフレット、消防計画、警備計画、防災計画、危機管理マニュアル、ハザードマップ等。 ※1 非常時の文化財や人の避難動線がわかるもの。 ※動物園、水族館等で特定動物（人の生命、身体、財産に害を加えるおそれのある動物）を飼養している場合は、特定動物飼養・保管許可証。	施設の基準（2）・（3）
	多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類	パンフレット、案内図、合理的配慮マニュアル等。ウェブサイトなどで公表している場合は、該当箇所。 ※設備や機器の整備だけでなく、人的な対応も可。	施設の基準（4）
七	一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開することを示す書類	条例、定款、館則、資料の分類体系を示す書類等 ※年報等に記載があれば、その提出でも可。	博物館法施行規則第24条第1項第5号
八	1年を通じて100日以上開館することを示す書類	開館日数の計画又は実績が確認できる書類（例）要覧、HP等の公表資料、日報、事業計画等	博物館法施行規則第24条第1項第6号
九	報告の日が属する事業年度における事業計画書		
十	報告の日が属する事業年度における収支予算書		
十一	博物館の事業に類する事業の用に供する施設及び設備の写真		

指定に係る基準（「博物館の登録等に関する規則」より）

基準	事 項
体制に関する基準	(1) 資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するとともに、基本的運営方針に基づき、相当の公益性をもって施設を運営する体制を整備していること。
	(2) 基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。
	(3) 前号に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
	(4) 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。
	(5) 単独で又は他の博物館若しくは法第 3 条第 1 項第 12 号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
	(6) 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
	(7) 法第 7 条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。
職員に関する基準	(1) 基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
	(2) 学芸員に相当する職員が置かれていること。
	(3) 基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。
施設及び設備に関する基準	(1) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
	(2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
	(3) 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
	(4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。

博物館法

発令：昭和26年12月1日号外法律第285号

最終改正：令和4年4月15日号外法律第24号

改正内容：令和4年4月15日号外法律第24号[令和5年4月1日]

第五章 博物館に相当する施設

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

- 一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの
- 二 都道府県教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）
- 三 指定都市教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

博物館法施行規則

発令：昭和30年10月4日 文部省令第24号

最終改正：令和5年2月10日号外 文部科学省令第2号

改正内容：令和5年2月10日号外 文部科学省令第2号[令和5年4月1日]

第五章 博物館に相当する施設の指定

（申請の手續）

第二十三条 法第三十一条第一項の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市教育委員会の指定を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した指定申請書（別記第九号様式により作成したもの）を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十五条において同じ。）が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第二十五条において同じ。）が設置する施設にあつては当該地方独立行政法人の長が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市教育委員会。第二十五条において同じ。）に、それぞれ提出しなければならない。

- 一 指定を受けようとする施設の設置者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 指定を受けようとする施設の名称及び所在地
- 三 その他指定を行う者が定める事項

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの
- 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
- 三 その他指定を行う者が定める書類

（指定の審査）

第二十四条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市教育委員会は、前条第一項の指定申請書の提出があつたときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

- 一 当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日

から二年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第三十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

二 当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。

三 当該施設における職員の配置が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。

四 当該施設の施設及び設備が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。

五 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。

六 一年を通じて百日以上開館すること。

2 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、前項第二号から第四号までに規定する基準を定めるに当たっては、第十九条から第二十一条までの規定を参酌して定めるものとする。この場合において、第十九条（第七号を除く。）中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第一号中「博物館を運営する」とあるのは「法第三十一条第一項の規定による指定を受けた施設（次条及び第二十一条において「指定施設」という。）を運営する」と、第二十条第一号及び第三号中「博物館」とあるのは「指定施設」と、同条第二号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、第二十一条第一号中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第三号及び四号中「博物館」とあるのは「指定施設」とする。

3 前項に規定する指定の審査に当たっては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。

附 則〔令和四年九月三〇日文部科学省令第三四号抄〕

（経過措置）

第二条 （一部省略）

4 みなし指定施設は、令和十年三月三十一日までに、新規則第二十四条第一項の要件を備えている旨の文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の確認を受けるよう努めなければならない。

博物館の登録等に関する規則（昭和50年 5 月 8 日教育委員会規則第 5 号）

最終改正: 令和 5 年 3 月31日教育委員会規則第 3 号

改正内容: 令和 5 年 3 月31日教育委員会規則第 3 号

第 3 章 博物館に相当する施設の指定

（指定の申請の書類）

第12条 施行規則第23条第 1 項の規定により提出する指定申請書には、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1） 資料目録（第 7 号様式）

（2） 職員名簿（第 3 号様式）

（博物館に相当する施設の体制等に関する基準）

第13条 施行規則第24条第 1 項第 2 号に規定する資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に関する教育委員会の定める基準については第 4 条の規定を、同項第 3 号に規定する職員の配置に関する教育委員会の定める基準については第 5 条の規定を、同項第 4 号に規定する施設及び設備に関する教育委員会の定める基準については第 6 条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 4 条各号（第 7 号を除く。）及び第 6 条第 1 号	博物館資料	資料
第 4 条第 1 号	博物館を運営する	法第31条第 1 項の規定による指定を受けた施設（次条及び第 6 条において「指定施設」という。）を運営する
第 5 条第 1 号及び第 3 号並びに第 6 条第 3 号及び第 4 号	博物館	指定施設
第 5 条第 2 号	学芸員	学芸員に相当する職員

（公表）

第14条 教育委員会は、法第31条第 3 項の規定による公表をインターネットを利用する方法により行うものとする。

博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する要領（沖縄県教育委員会 昭和 55 年 12 月 10 日教育長決裁 改正：令和 5 年 4 月 1 日）

IV 博物館に相当する施設の指定

1 指定と申請

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号） 第 31 条の規定及び博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号） 第 23 条の規定により博物館に相当する施設（以下「指定施設」という。）として沖縄県教育委員会に備える指定原簿に指定を受けようとする場合は、指定申請書（博物館法施行規則 別記第 9 号様式）に次の添付書類を添えて当該施設の所在する市町村の教育委員会と教育事務所を経て毎年 12 月末日までに県教育委員会へ提出しなければならない。

添付書類

- ① 施設の規則（目的、開館日。運営組織、その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの）の写し
- ② 博物館法第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しないものでなく、かつ、その設置する施設について博物館法第 31 条第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しないものでないことを宣誓する書類

- ③ 施設の運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類
- ④ 資料の収集及び管理の方針を示した書類
- ⑤ 資料目録（第 7 号様式）
- ⑥ 展示、調査研究、学習機会の提供等の事業の計画又は実績を示す書類
- ⑦ 職員への研修の実施計画又は実績（国、都道府県等が実施する研修に職員を参加させる計画又は実績を含む。）
- ⑧ 職員名簿（第 3 号様式）
- ⑨ 学芸員に相当する職員であることを証明する書類
- ⑩ 施設の事業に用いる建物及び土地の図面
- ⑪ 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- ⑫ 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

2 指定要件の審査

指定申請があった場合は指定要件を備えているかを博物館法施行規則第 24 条に基づいて書面審査並びに実地調査を学識経験者、専門機関の意見を徴する等の方法で審査し、備えていると認めたときは博物館に相当する施設として指定し、インターネットで公表するとともに指定した旨を申請者に通知する。要件を備えていないと認めたときは、指定しない旨をその理由を付記した書面で申請者に通知する。